のではないか。

住民側　何もかもとは言っていない。この一つだけでも答えてほしいと言っているだけだ。

住民側　被告の国側が，「基本設計だけを審査した」と主張していると，裁判長が考えておられるとすると問題ですよ。

裁判長　いや，被告の主張は確かにそうなっている。

住民側　私たちはそうは思わない。それほどはっきりと被告は主張しているのか。

裁判長　そうだ。この問題は，双方で議論しても，最後には，対立点として残るだろう。相手の主張がおかしい，ということについて双方で十分に批判し合ってほしい。

住民側　資料をふんだんに持っているのは国であって，私たちには何もない。国は，国民に知らせるという立場に立って，出せるものは，どんどん出してほしい。

また，そこに座っている人たちの，誰が何の専門かということをはっきりさせて，この場でも，どんどん答えてほしい。

国側　できるだけ正確を期したいので，これまで通り文書で答えたい。

裁判長　原告らが，なぜ釈明を求めているかということを念頭において，答えられるものについては答えてほしい。

以上のようなやりとりで，結局，法廷で国側に答えさせることは，今回もできなかった。しかし，原告からの釈明要求に対し，簡単なことであっても，国側にとって厄介だと思われたことについては，煩かむりで押し通そうとする国の姿勢が，原告ら住民側の追求によって明らかになった意義は大きい。

最後に，次回の公判を，6月6日（金）に開くことを閉めて閉廷。

なお今回の法廷では，裁判長が，これまでになく，被告国側の主張を代弁し，原告住民側と応酬する，といった点が目立った。そのことの原因が，前回公判から5ヶ月という間に，裁判所で原，被告双方の主張を整理する作業が進んだためか，あるいは，"上"からの何らかの規制が作用したためか，もちろん不明である。

公判後の総括集会では，裁判長の姿勢がどうであれ，これまでの姿勢とペースを崩すことなく，ひき続いて国の主張のごまかしを追求していくことを申し合せた。　（Q）

会計報告（'86. 3/1～3/28）

収　入	
会　費	26,000
ニュース購読料	80,700
カンパ	8,000
コピー代金	11,580
計	126,280
支　出	
ニュース印刷費	25,000
振替手数料	710
郵送料	9,550
資料費	7,500
ゼロックス・リース料	14,300
計	57,060
差　引	69,220
積立金合計	535,324

伊方訴訟ニュース

第152号
1986年4月15日

連絡先：〒530 大阪市北区西天満4−9−15 第1神明ビル
藤田法律事務所☎06−363−2112 口座 大阪3−48780

2号炉訴訟第25回公判（続報）

「こんな簡単なことを、なぜ答えられないのか」
釈明をしぶる国側と、かばう裁判長を追求

法廷では，前号で報告したように，原告の大野さんが，中央構造線についての国側の主張のデタラメさを追及した書面（次頁参照）を陳述した後，近藤さんが，国側に対する釈明を26項目に書き並べた書面（次号に掲載予定）を陳述した。

その釈明事項は大別して二つの部分から成っており，その前半は「地震」に関するものであり，後半は「蒸気発生器細管の損傷」に関するものである。

「地震」については，安全審査会では地震の発生原因をどう考えているか，伊方原発の想定地震動が他の加圧水型原発より小さい理由は何か，理科年表にある地震のマグニチュードの大きさを，0，5差し引いて使う根拠は何か，などを釈明するよう求めている。

さらに，昨年5月に提出した釈明要求に対して，国側が全く答えていない7点について釈明を促すとともに，「釈明の限りでない」と解答してきた5点についても，「原告を含む国民に対する秘密主義である」と厳しく批判し，再度，釈明するよう要求している。

一方，「蒸気発生器細管の損傷」については，国内の各原発における損傷度合のデータと，国側の損傷原因と安全性についての見解などを求めている。また，「現実に起こるとは考えられない」とされている仮想事故でも，細管のたった1本だけが破断する，と仮定されている根拠を問い，さらに，伊方1号炉でも，1回の定期検査で146本もの細管の損傷が見つかっている事実をあげて，損傷細管が定期検査前に直下型の地震に遭遇しても，なお健全と考えているのかと迫っている。

近藤さんが釈明要求の書面の陳述を終った後，原告住民側と，主として裁判長との間で以下のような応酬が交された。

住民側　被告国側の席には，いつも，血税を使って大勢の人が来ているが，そのことが無駄でないことを示すためにも，釈明を求めた26項目のうち，答えられるものは，すぐに答えてほしい。

国側　次回に文書で回答したい。

裁判長　釈明については，いつも問題になるが，原告と被告の立場は基本的に違っている。被告は，原子炉の安全性は段階的な規制で保たれるという立場に立ち，この法廷での審理の対象になっている安全審査の内容は，

（以下5頁に続く）

2号炉訴訟
原告準備書面

（昭和61年2月28日提出）

伊方沖断層の諸問題

―目次―

（一）被告は伊方沖の中央構造線の位置を確認していない

（二）中央構造線の考察

1 被告主張の中央構造線

2 原告主張の中央構造線

3 被告主張の問題点

（三）結　論

（四）求釈明

（一）被告は伊方沖の中央構造線の位置を確認していない。

1. 原告準備書面（立地条件(2)，p35～p49 及び添付書類）により明らかにした通り，被告は原発前面海域に通っている中央構造線の位置を確認していない。

又，その活動に対しても（被告準備書面(7)，p3～p4. 七）「学界等において定着した知見によれば，活断層とは第四紀（約200万年前）以降活動を有し，将来も活動する可能性のある断層」と認めながら，（被告準備書面(2)，p23，13行目）「それを覆う最上位の堆積層（沖積層相当）には乱れ…少なくとも右堆積層の堆積以降は断層活動は全く認められない。」としているが，たった一万八千年前（沖積層）と二百万年前との時間の長さを混同する理解のなさを示した。

200 万年間に活動を有した断層を活断層というべきであるものを，たかだか最近1万～2万年の活動が明らかでないと云う理由で断層活動は全く認められない，などと云う非科学的な結論など出ないのである。

原告が準備書面（立地条件）(2)で明らかにしたように，活断層とは突然に動くのである。何十年，何百年，何千年に1度と活動するのである。またその活動の間が長い程，地震が起きた時は大地震になるのである。

すなわち，被告も認める第4紀（準備書面(7)，p4）とは，図に書くと左記のごとくなるのである。

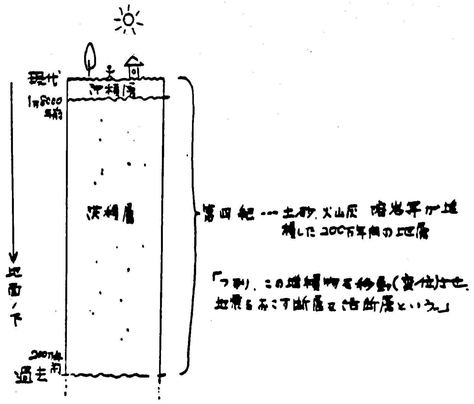

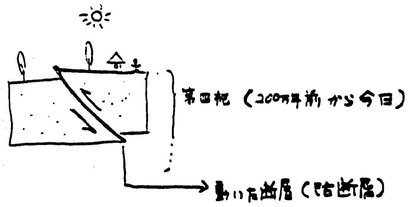

2. 原発の耐震設計でまず問題になるのは，地震を起す活断層が何処にあるかである。

被告主張の5km～8kmに通っている断層について，活断層か否かについて説明する。

原告準備書面（立地条件(3)，甲12号証ノ四）地質断面図，2№1～2№18まで各所にFLT（断層）を赤く線引きしている。

2№14（地質断面図）…（乙第3号証ノ二，p67）にも同じものがある。…によると，D層とT層の境に断層が通っているし，又D層中の＃4.1にも断層が見られる。ここに出ているD層とは洪積層（第四紀とは，沖積層と洪積層とで一つに呼ばれている。）の事であるから，第四紀（200万年前から今日まで）に活動している断層，すなわち活断層であるとしか云えないのである。

被告準備書面（15），p12に「被告は，本件原子炉敷地の前面海域にその存在が推定されている中央構造線が活動的であるとは認めていない。」と主張するが，「学会等の定着した知見」によれば，伊方原発沖合5km～8kmに存在する断層は，前記した如く活断層になってしまうのである。

断層とは活動的か否かなどと，主観的な楽観主義などで論じるべきでなく，被告も認める「学会等において定着した知見，過去200万年間に活動し，将来も活動する可能性のある断層。」と云うように，活断層であるか否かという事に関して考えるべきものである。

3.「伊方原発沖合の中央構造線が活動的と認めない。」（被告準備書面(15)，p12）とならば，伊方原発沖合の5km～8kmにある活断層は，中央構造線ではないと云う結果になり，原告準備書面（立地条件(3)）に主張した通り「中央構造線は，伊方原発沖合5kmより南側，すなわち原発に近い所を通っている。」と云う結論になるのである。

（二）中央構造線の考察

1. 被告主張の中央構造線

1－1. A　伊方原発敷地前面海域5km～8kmにある。（（準備書面(2)，p22～23）

B　桜樹付近以東は，新生代第四紀（約200万年前以降現在に至るまでの間）においてもなおも活動的であるが，桜樹付近から前記上灘付近の海中に没するまでの間は，新生代第三紀後期（約1000万年前）から以降は全く活動していない。（同(2)，p23）

C　仮りに，音波探査において本件原子炉敷地の沖合5km～8kmの範囲に認められた前記反射波の乱れが，中央構造線の延長を示唆するものであるとしても，右反射波の乱れは，新生代第三紀に生成された小堆積盆地（伊予灘層）のなかに認められるものであって，それを覆う最上位の堆積層沖積層相当）には乱れが認められないことなどから，少なくとも右堆積層の堆積以降は断層活動は全く認められない。（同(2)，p23～p24）

D　被告は，本件原子炉敷地前面海域にその存在が推定されている中央構造線が活動的であるとは認めていない。（準備書面(15)，p12）

1－2　被告は，中央構造線は伊方沖合5km～8kmに推定し，そこにある断層は最上位堆積層（沖積層…1万8000年前から現在）に活動性を見ないのでと云う理由から，活断層という言葉を使用していない。

2　原告主張の中央構造線

A　被告主張の伊方沖合5km～8kmの説は，先の準備書面（立地条件(2)，(3)）において，その誤りを明白にした。

B　もし，被告主張の5km～8km沖合の断層が中央構造線ならば，それは原告が主張する「活断層」になるし，被告主張（準備書面(2)，p23～p24）のように「中央構造線が活動していない。」と云うならば，5km～8km沖合にある断層は，中央構造線ではあり得ない事も（立地条件(2)及び本準備書面，1，2，3，）明白にした。

3. 被告主張の問題点

3－1　被告は，桜樹付近から上灘付近に没するまでの中央構造線の活動を認めていないし，伊方前面海域5km～8kmの中央構造線も活動的であるとは認めていない。

しかし，原告がすでに明らかにした通り「広く学界等の知見によれば」前面海域の断層は，洪積層（第四紀最近２００万年）を切り発達している断層であるから活断層になるのである。

つまり，本準備書面，(2)1.A,B,Cにより，被告が桜樹付近から上灘間は中央構造線の活動性はないと主張しても，上灘より海中に没して九州まで続く中央構造線は被告の主張する「学界等の定着した知見」によれば活断層となり，上灘から九州にかけての海底下の中央構造線は，再び大活断層として考えねばならなくなる。（甲１２号証ノ四，図－５参照）

ならば，原告準備書面（立地条件(2)，ｐ48～ｐ50）に主張した通り「大地震が起きるとの前提に立ち，その耐震設計及び許可処分についても慎重に考慮すべきである。」

３－２　被告は，本準備書面，(2)１－１，Ｄに示したように，伊方沖合の中央構造線が活断層でないと主張する。

中央構造線が活断層でないと主張するならば，原告準備書面（立地条件(2)及び本準備書面(1)，１，２，３）で明らかにした通り，伊方原発沖合５ｋｍ～８ｋｍの所にある断層は活断層であるのだから，伊方沖５ｋｍ～８ｋｍにある断層は中央構造線ではなくなるのである。

被告主張の中央構造線が「活動的でない」とすると，伊方沖５ｋｍ～８ｋｍにある活断層以外の所を通っているとしなければならない。

（原告準備書面，立地条件(3)）によっても中央構造線の位置に関して，被告の誤りを証明している。

３－３　「伊方原発沖合の中央構造線は５ｋｍ～８ｋｍの範囲にあると推測する。」（被告準備書面(2)，ｐ23）と推測である事を云っているが，前記（二）３－１，３－２により明らかにした通り，被告が「中央構造線を沖合５ｋｍ～８ｋｍ」と云えば，それは「活断層」となる。

又，「活断層でない」と被告が主張すれば「伊方原発敷地前面海域５ｋｍ～８ｋｍの範囲には中央構造線がなくなる。」

（三）結　　論

これまで明らかにして来た通り，被告主張には数多くの無理が山積している。

中央構造線の位置を知りたければ，海底ボーリング調査を行い，土砂，岩石等を見ればすぐ解ることではあるが，被告としては，原告が明らかにした通り，「活断層」になってしまう伊方沖の中央構造線の位置確認は，耐震設計及び本件許可処分に重大な影響が出るので，しないのであろう。

しかし，現実に中央構造線は，伊方原発前面海域に存在し，活断層であることは，原告準備書面により明らかにしている。

又，被告準備書面等によっても，「学界等において定義した知見」によれば，伊方沖の断層は活断層と判断出来るのである。

「被告準備書面(15)，ｐ12に，本件２号炉北側前面海域に中央構造線があること，それと推定した部分が活動的であることを認めながら，最大加速度の評価に考慮しなかった理由を示せ。」と云う原告の求釈明に対し，「被告は，本件原子炉敷地の前面海域にその存在が推定されている中央構造線が活動的であるとは認めていない。」と主張するが，先の，立地条件(2)及び(3)及び本準備書面において明らかにした通り，被告主張の「活動的とは認めていない。」には理由がない。

どのように考えても活断層になってしまうのである。

従って，このような被告の誤った判断でなしに２号炉設置許可処分は取り消さなければならない。

（１頁から続く）

基本設計だけだから，こまかい数字まで答える必要がないという見解である。

一方原告は，安全審査は最も基本的な段階だから，こまかい数字についても，はっきりさせたいと主張しているように思う。

住民側　それは違う。私たちは，こまかい数字のことを言っているのではない。あくまで基本的な点で，国側がごまかしていることを追求しているのだ。たとえば，判断の基準や考え方があるかのように主張しているので，その根拠はどこにあるのかと聞いている。

それなのに，昨年の５月から今日まで，答えないまま放っておいたり，基準になる法律があるのか無いのかについて「釈明の限りでない」と，答えようとしないことを問題にしているのだ。

国側　再度釈明があったので，次回までに検討したい。

裁判長　本日の原告らの弁論を聞いて。答えられるようになったものもあるのだから，再検討してほしい。

住民側　そこ（被告席）に座っている人たちは何をしている人たちなのか知らないが，専門家でしょう。私たちの質問に，どうして答えずに昨年の５月から放ってあるのか，専門家には何でもない質問だと思うので，いまここで答えてほしい。

国側　昨年９月に提出した書面で釈明は終っている。

裁判長　被告は，９月に釈明を終っていると主張しているし，原告は，まだ釈明されていないという。それで被告は，再度の釈明があったから再検討すると言っている。こうした経過は，原，被告双方の立場の違いから来ることで，ある程度，やむを得ないことでないかと思っている。

住民側　その違いをつめる必要があるのではありませんか。裁判長は，何かこまかいことで私たちが妨害していると思わないで，釈明をスムーズにして，私たちが書面を書き易くなるように努力してほしい。

住民側　議論が一般論になっているが，私たちが問うていることは，簡単で具体的なことだ。一つだけでいいから答えてほしい。

昨年５月に提出した書面で，私たちは次のことを尋ねた。被告国側の準備書面（二）の「伊予灘，豊後水道及び宇和海地域の地震」の項に，「これらの地震の規模はマグニチュード7以下」と書かれている。そしてその証拠として，乙２号証－１の６－５－１～３頁が示されているが，指示されている頁を見ても，そこには「Ｍ７以下」といった数値は見当らない。そこで，一体，何を根拠に主張しているのかを尋ねたのだ。

こんな明白な疑問に，何ヶ月も答えられないのはどうしてなのか。いま，ここで答えてほしいと言っているのだ。

裁判長　確かに，この頁には，「マグニチュード７以下」とは書かれていない。それにもかかわらず，どうして被告がそのように書いたのか。その可能性については，いろいろ考えられるが……。

国側　再度検討してお答えしたい。

裁判長　重要な問題と思われるだけに，ここで，何もかも答えよというのは無理がある